

山梨県フットサル連盟 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、山梨県フットサル連盟（以下本連盟という）と称し、英文で Yamanashi Futsal Federation（略称 YFF）とする。

(加盟)

第2条 本連盟は、一般財団法人日本フットサル連盟及び関東フットサル連盟に加盟し、一般社団法人山梨県サッカー協会の統括を受ける。

(事務局)

第3条 本連盟の事務局は、(一社)山梨県サッカー協会内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、山梨県内におけるフットサルの普及・啓発及び加盟団体の相互の親睦と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本連盟を代表するチームを選出する大会の実施
- (2) 山梨県内の各カテゴリーでのリーグ戦の実施
- (3) 山梨県内の各カテゴリーでのリーグカップ戦の実施
- (4) 山梨県フットサルリーグ選抜チームの編成・派遣
- (5) フットサル競技・技術の向上に関すること
- (6) フットサルの指導に関すること
- (7) フットサル競技の普及・啓発のための事業
- (8) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟チーム

(加盟チーム)

第6条 本連盟は、本連盟の目的及び趣旨に賛同し加盟登録を完了したチームで以下のカテゴリーで構成されたチームをもって組織する。

- (1) 一般（16歳以上の男子選手）
- (2) 女子（13歳以上の女子選手）
- (3) U-18（18才以下の選手）

(4) U-15 (15才以下の選手)

(5) 少年 (12才以下の選手)

2 加盟しようとするチームは、年度の始めに開催される登録会に置いて、加盟に、関する必要な書類の提出及び加盟経費 (分担金等) を納付する事を原則とする。

(資格の喪失)

第7条 本連盟の加盟のチームが次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 解散

(2) 除名

(除名)

第8条 本連盟の加盟団体が各号に該当するときは、理事会の決議を経て、理事長がこれを除名することができる。

(1) 本連盟の名誉を傷つけ、またその目的に違反する行為があったと

(2) 加盟経費 (分担金等) を1年以上にわたり滞納したとき

(加盟経費)

第9条 加盟チームは、別に定める分担金等必要な加盟経費を毎年納付しなければならない。

第4章 役員

(組織)

第10条 本会は、原則次の役員をもって組織する。

(ア) 会長 1名

(イ) 副会長 若干名

(ウ) 理事長 1名

(エ) 副理事長 若干名

(オ) 理事 若干名

(カ) 会計 1名

(キ) 監事 1名

(役員)

第11条 第7条の役員の任務は次のとおりとする。

(ア) 会長及び副会長は、必要に応じて(一社)山梨県サッカー協会の役員をもって充てることができ、連盟活動に対し、指導・助言を行う。

(イ) 理事長は、本会を代表し、会を統括する。

(ウ) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が不在の場合は理事長の代行を行う。

(エ) 理事は、各加盟チームの代表者の中から選出する。

(オ) 会計は、会の会計をつかさどる。

(カ) 監事は、本会計を監査する。

(役員任期及び専任)

第12条 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。

理事の選出は、各カテゴリーの参加数に応じて加盟チームの代表者の中から、選出する。

理事長、副理事長は、理事会での互選において決定する。

第5章 会議

(会議)

第13条 本会に総会、理事会を置く。

(総会)

第14条 総会は、年1回、理事長が加盟チーム代表者委員長を招集し、次の事項を審議・議決する。

- (1) 役員選出及び承認に関する事。
- (2) 事業報告及び会計報告に関する事。
- (3) 事業計画及び予算に関する事。
- (4) 表彰に関する事。
- (5) 本規約の制定、改廃に関する事。
- (6) その他重要な事項。

※ 議長は、理事の中から選出する。

(理事会)

第15条 理事会は、理事長、副理事長、理事、会計、監事で構成し、総会で決定された事業計画の円滑な運営を図ることとし、必要に応じて理事長が招集する。

また、事業の執行に関する事は、理事会で決定し、総会に報告する。

なお、会長、副会長は、理事会に出席することができる。

第6章 会計

(会計)

第16条 本連盟会の経費は、県協会補助金、加盟登録の会費、大会参加費、寄付金、その他をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 補則

(改廃)

第18条 本会の規約の改廃は、理事会で検討し、総会に図り決定する。

附 則 この規約は平成24年の総会で決定し、施行する。

附 則 この規約は平成26年4月1日から施行する。